

# 2019(令和元)年財政検証の結果について

厚生労働省 年金局

2019年9月2日

# 2019 (令和元) 年財政検証結果のポイント

第9回社会保障審議会  
年金部会  
2019年8月27日

資料 1

## 2004 (平成16) 年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

少子高齢化が進行する中、将来世代の負担が過重なものとなることを避けるために、将来にわたって保険料水準を固定しつつ、その範囲内で給付を賄えるよう「マクロ経済スライド」により年金の給付水準を調整する仕組みを導入。これにより、長期的な給付と負担のバランスをとりつつ、将来にわたって年金の給付水準を確保。

- ① 上限を固定した上での保険料の引上げ (保険料水準の上限: 国民年金17,000円<sup>(※)</sup> (2004年度価格)、厚生年金18.3%)
  - ② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ
  - ③ 積立金の活用 (概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、積立金を活用して後世代の給付に充当)
- ⇒ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み (マクロ経済スライド) の導入 (※) 産前産後期間の保険料免除による保険料の引き上げ100円分含む。

人口や経済の動向

### 財政検証

少なくとも5年ごとに、  
○ 財政見通しの作成  
○ マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成  
を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

## 2019 (令和元) 年財政検証結果のポイント <新しい将来推計人口と幅広い経済前提の設定に基づき試算。また、オプション試算も実施>

- ① 経済成長と労働参加が進むケース (ケースI~III) では、
  - ・ マクロ経済スライド終了時に、**所得代替率は50%以上を維持**
  - ・ マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、**モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加**

- ② 経済成長と労働参加が一定程度進むケース (ケースIV・V) では、
  - ・ 2040年代半ばに所得代替率50%に到達する。  
(その後も機械的に調整した場合、マクロ経済スライド終了時に、所得代替率は40%台半ば)
  - ・ マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばいないし微減

※ 経済成長と労働参加が進まないケースVIでは、機械的に調整した場合、2052年度に国民年金の積立金がなくなり、完全賦課方式に移行。ただし、ケースVIIは、長期にわたり実質経済成長率▲0.5%が続く設定であり、年金制度のみならず、日本の経済・社会システムに幅広く悪影響が生じ、回避努力が必要。

⇒ **経済成長と労働参加を促進することが、年金の水準確保のためにも重要**

オプション試算A (被用者保険の更なる適用拡大)  
・ 適用拡大を125万人、325万人、1,050万人の3つのケースで試算

⇒ **適用拡大は、所得代替率や、基礎年金の水準確保に効果が大きい。**

オプション試算B (保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択)

- ・ 基礎年金の加入期間の延長
- ・ 在職老齢年金の見直し
- ・ 厚生年金の加入年齢の上限の引上げ
- ・ 就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大について試算

⇒ **就労期間・加入期間を延長することや、繰下げ受給を選択することは、年金の水準確保に効果が大きい。**

# オプション試算の内容

## オプションA …被用者保険の更なる適用拡大

**適用拡大①(125万人ベース)**；被用者保険の適用対象となる現行の企業規模要件を廃止した場合

・所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合

**適用拡大②(325万人ベース)**；被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合

・対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外。

**適用拡大③(1,050万人ベース)**；一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大した場合

・学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ対象外)

## オプションB …保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

- ① **基礎年金の拠出期間延長**；基礎年金給付算定時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合
- ② **在職老齢年金の見直し**；65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合
- ③ **厚生年金の加入年齢の上限の引き上げ**；厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
- ④ **就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大**；受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- ⑤ **就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大(オプションB-④に①～③の制度改革を加味)**；上記①～③の制度改革を仮定した上で、受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

注；上記④、⑤の試算において、70歳以上の繰下げ増額率は、現行の繰下げ増額率(1月当たり0.7%)を使用すると仮定

### ※ 参考試算として、2016年年金改革法による年金額改定ルールの効果を試算

⇒ 2016年年金改革法による年金額改定ルールの見直し、「賃金が低下時に賃金変動に合わせて改定」、「マクロ経済スライド調整の見直し(キャリアオーバー)」のいずれも、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を短縮し、将来の年金受給者の給付水準の改善に寄与することを確認。

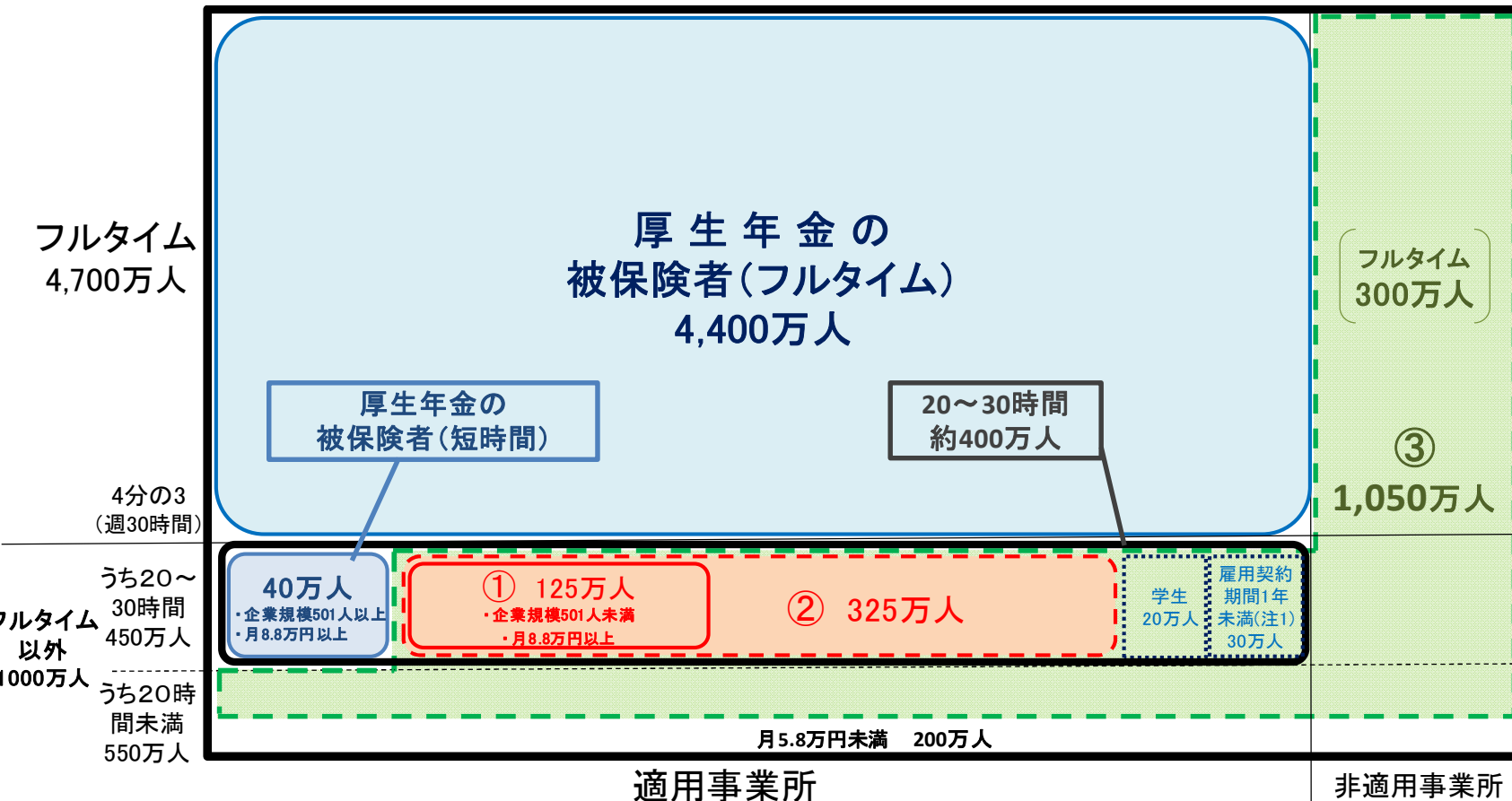
# 2019年財政検証オプション試算結果(オプションA)

○ 「被用者保険の適用拡大」が年金の給付水準を確保する上でプラス（特に、基礎年金にプラス）であることを確認

オプションA 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数【2018年度時点】

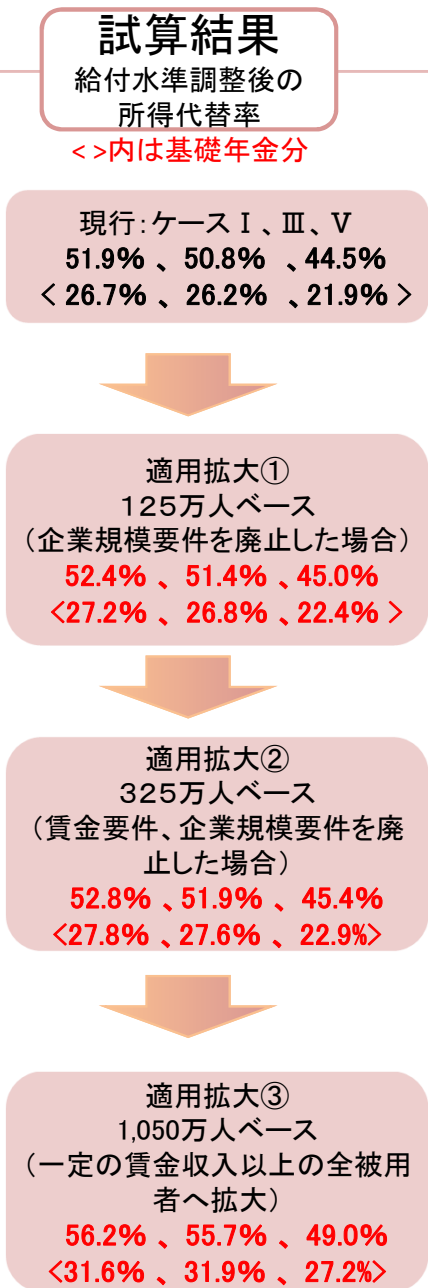
〔雇用者全体〕 5,700万人

※70歳以上を除く



【適用拡大者数(万人)】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	125	45	40	40
適用拡大②	325	90	155	80
適用拡大③	1,050	400	350	300

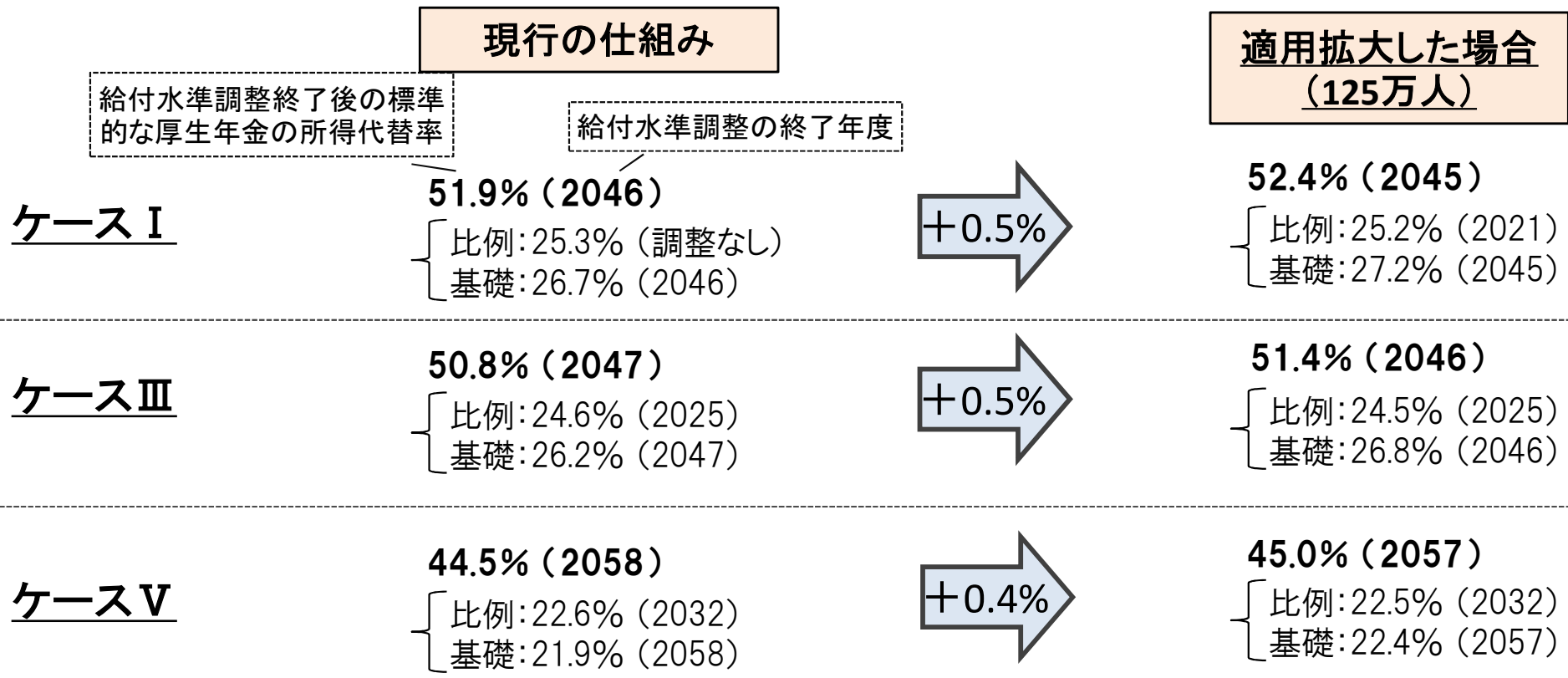


注1. 雇用契約期間1年未満の者のうち更新等で同一事業所で1年以上雇用されている者は除いている。  
注2. 「労働力調査2018年平均」、「平成28年公的年金加入状況等調査」、「平成29年就業構造基本調査」の特別集計等を用いて推計したもの。

# オプションA-① 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

## ① 被用者保険の適用対象となる企業規模要件を廃止(約125万人拡大)

- 被用者保険の適用対象となる企業規模要件を廃止(125万人ベース)した場合  
 所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合
- ・月8.8万円未満の者、学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外。
  - ・試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。

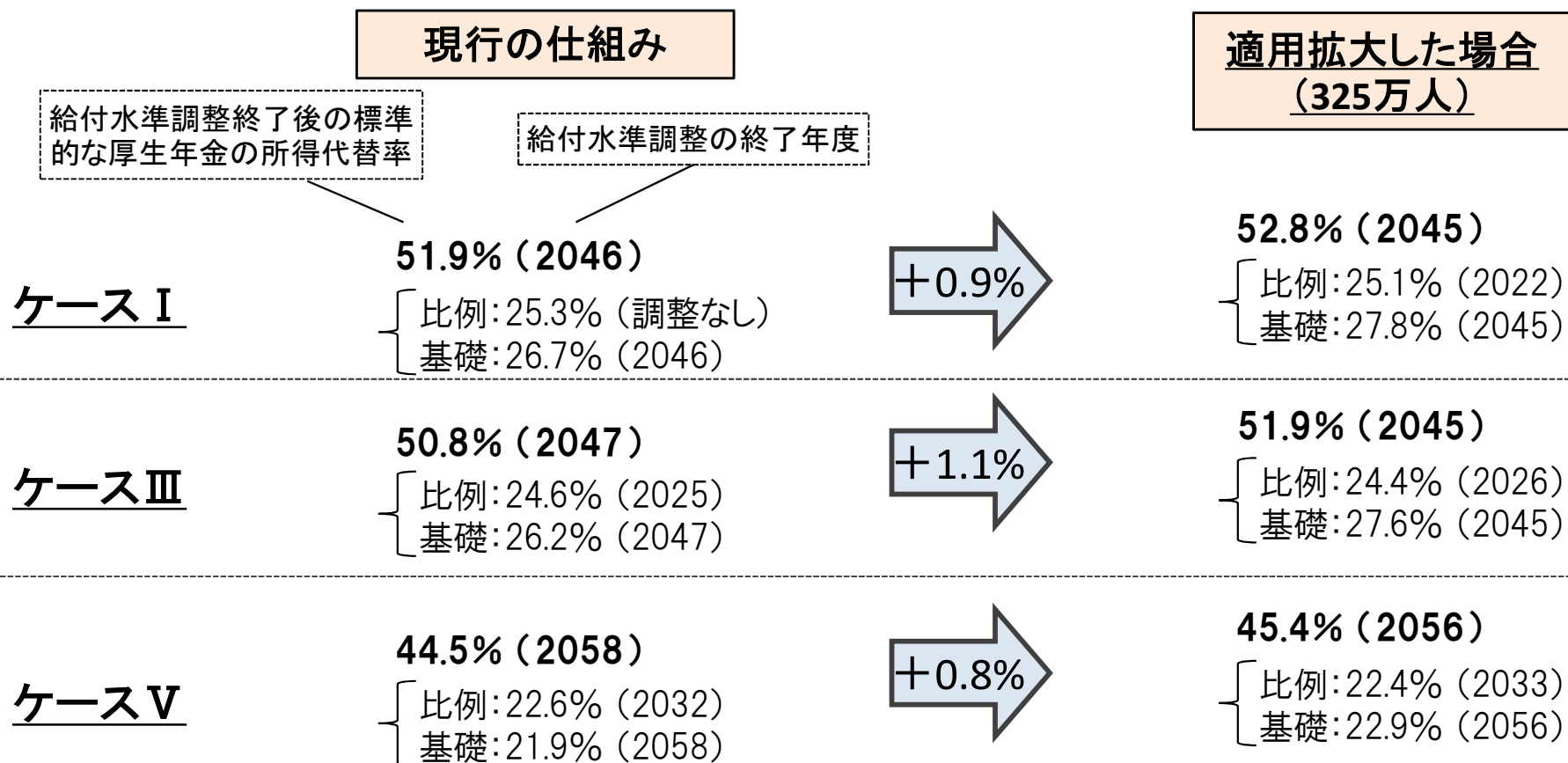


注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)  
 注2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.2%程度上昇する前提。

# オプションA-② 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

## ② 被用者保険の適用対象となる賃金要件、企業規模要件を廃止(約325万人拡大)

- 被用者保険の適用対象となる賃金要件、企業規模要件を廃止(325万人ベース)した場合  
 対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大
- ・学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外。
  - ・試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。



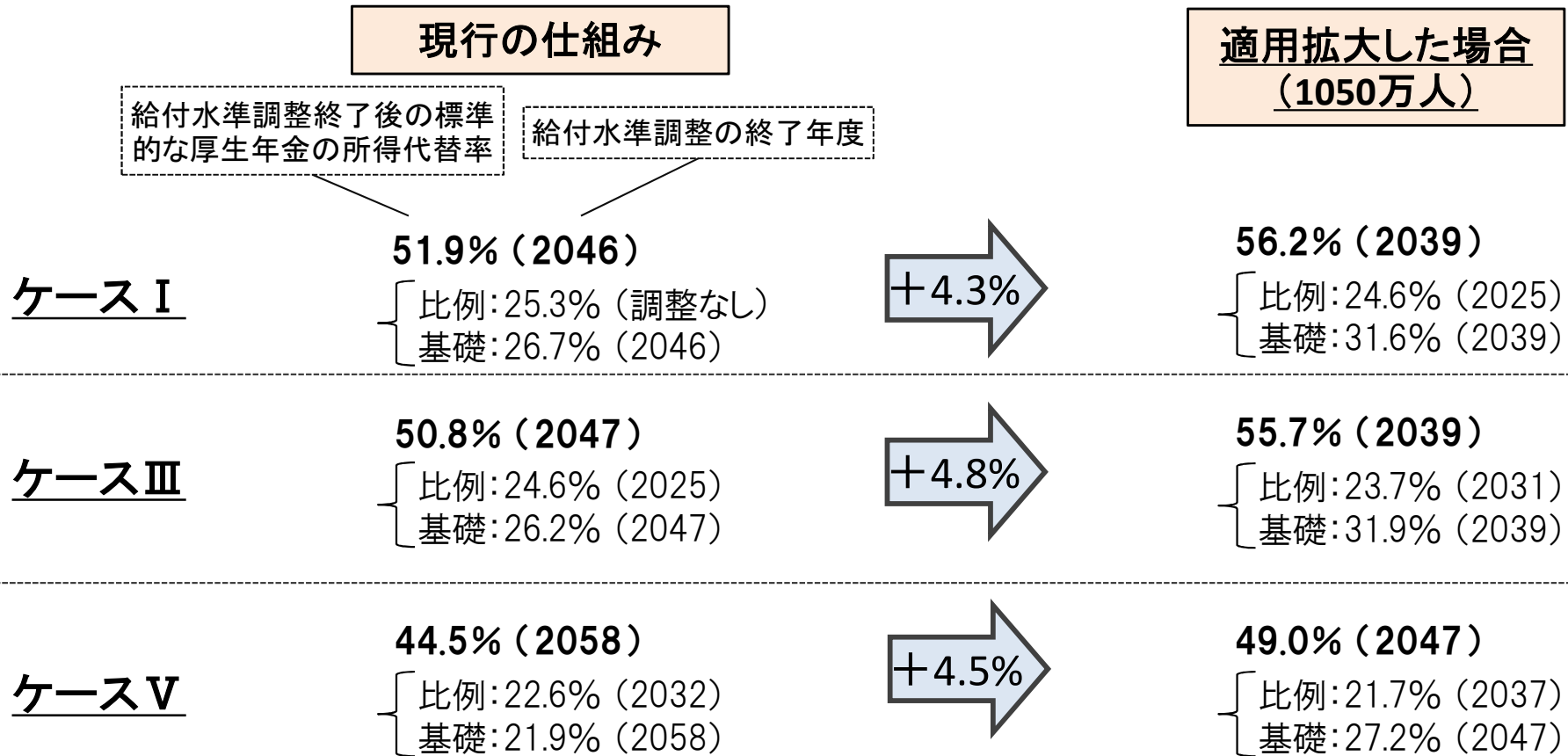
注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.4%程度上昇する前提。

# オプションA-③ 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

## ③ 一定以上の収入のある全雇用者を適用(約1,050万人拡大)

- 一定以上の収入のある全雇用者を適用(1,050万人ベース)した場合  
一定以上の収入(月5.8万円以上)のある、全ての雇用者に適用拡大
  - ・雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ適用拡大の対象外。学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。
  - ・試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。



注1:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2:国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者等が厚生年金適用となるため2.4%程度上昇する前提。